

お客さま各位

新宮信用金庫

## 民法（債権関係）の改正を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月の「民法の一部を改正する法律（改正債権法）」の施行を踏まえ、下記の預金規定等の一部条項を令和2年4月1日より改定いたします。

お客さまにおかれましては、預金規定等改定へのご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、改定後の預金規定等は改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

### 1. 改定する規定

- ・ 定期預金等規定集
- ・ 定期積金規定
- ・ 普通預金規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 通知預金規定

### 2. 改定内容

「規定の変更」条項の新設、「預金の解約」「利息」「成年後見人等の届出」条項等での一部追加・変更を行います。

### 3. 改定日

令和2年4月1日

規定の改定内容等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。

※参考 改定内容（例：定期預金等規定集）

以 上

定期預金規定（抜粋）「規定の変更」条項の新設

定期預金共通規定

10.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

定期預金規定（抜粋）「預金の解約」「利息」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更）

定期預金共通規定

3.（預金の解約、書替継続）

- （1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- （2）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

自由金利型定期預金規定

3.（利息）

- （1）～（2）省略
- （3）この預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。  
（省略）

定期預金規定（抜粋）「成年後見人等の届出」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更）

定期預金共通規定

5.（成年後見人等の届出）

- （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。  
（省略）